

○糸島市農力を育む基本条例

平成22年1月1日

条例第119号

人間の人間らしい営みと自然との接点に、食料・農業・農村がある。

これらは、私たちが愛する糸島の景観、風習、文化などに大きな恵みをもたらしてきた。このような人間生活の発展に資する食料・農業・農村が持つ力を農力という。

農力は、人間に生きる糧と力を与え、自然とのつきあい方を教えるとともに、人間を育て、人間社会の進むべき道筋を示すことができる。農力によって、安全で安心できる食料の供給や健康な生活及び自然環境が守られ、より豊かな地域社会を形成していくことができる。

農力は、農業という営みの中で発揮され、市民と農業者が支え合う関係を築くことによって更に高められる。食料・農業・農村を取り巻く情勢の転換点に立つ現在、糸島市が持つ大きな農力を市民全体で育み、発揮していくことが大切である。

私たちは、このような認識のもとに、市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により、農力を育み、発揮し、魅力ある食料・農業・農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食料・農業・農村の在り方についての基本理念及びその実現に必要な基本的施策を定めることにより、市民全体で農力を育み、性別、年齢等を問わず農業者一人ひとりの持てる力を発揮し、安全で安心できる食料の生産、流通及び消費が図られ、もって持続的に発展する農業の確立と都市と農村とが調和した豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全で安心できる食料を安定的に生産し、供給することにより、食料に対する市民の信頼を確保すること。
- (2) 地域で生産される食料の地域での流通及び消費を促進すること。
- (3) 食の重要性に対する理解を深め、地域特有の食文化の継承等を含めた食育を推進すること。

2 農業の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農地、農業用水その他の農業資源や多様な担い手を確保し、これらを効果的に組み合わせ、創意と工夫あふれる農業の振興を図ること。
- (2) 収益性の高い農業経営の確立を図り、自然環境と調和した持続的な農業を展開すること。

3 農村の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

良好な景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的な機能を有する自然と人間との共生の場として、農村を整備し、保全すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、農力を育み、発揮するための基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが食料の生産者であり、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する食料について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる食料を安定的に生産し、農力を育み、発揮することに主体的に取り組まなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、農力が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深め、環境の保全に取り組み、地域で生産される食料を積極的に消費するとともに健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業の事業者は、農力が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的施策として、推進しなければならない。

- (1) 多様な担い手の育成及び確保、産地の育成、農業経営の確立等に必要な施策
- (2) 地域で生産される食料の信頼の確保に必要な施策
- (3) 生産基盤の維持、保全等による農村が有する多面的な機能の発揮に必要な施策
- (4) 農業の資源循環機能の維持及び環境保全に必要な施策
- (5) 地産地消に必要な施策
- (6) 食育の推進に必要な施策
- (7) グリーンツーリズムの推進及び農業公園の果たす役割に必要な施策
- (8) 女性農業者が持つ力の発揮に必要な施策
- (9) 九州大学を始めとする産・学・官の連携に必要な施策
- (10) 農力を育み、発揮する取組の情報発信に必要な施策

(基本計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、農力を育み、発揮する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 前項の基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるように十分に配慮するとともに、第10条に規定する糸島市農力を育む市民推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、基本計画に基づく施策の実施状況等を取りまとめ、毎年公表するものとする。

(糸島市農力を育む市民推進会議)

第10条 市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市

農力を育む市民推進会議（以下「農力市民会議」という。）を置く。

2 農力市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の実施状況に関すること。
- (3) その他市長が特に必要があると認めること。

3 農力市民会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 前3項に掲げるもののほか、農力市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

○糸島市農力を育む市民推進会議規則

平成22年 1月 1日

規則第132号

改正 平成27年 3月17日規則第 4号

平成28年 6月 1日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市農力を育む基本条例（平成22年糸島市条例第119号）第10条の規定により、糸島市農力を育む市民推進会議（以下「農力市民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 農力市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 糸島市農業委員会委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 農業者
- (4) 農業団体の代表
- (5) 食品産業の事業者代表
- (6) 市民代表
- (7) 市職員
- (8) 市長が特に必要と認める者

(平28規則28・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 農力市民会議に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、農力市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 農力市民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 農力市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 農力市民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 農力市民会議において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 農力市民会議の庶務は、産業振興部農業振興課において処理する。

(平27規則4・一部改正)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、農力市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された農力市民会議の委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

○糸島市農力を育む市民推進会議委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
会長	南石 晃明	国立大学法人九州大学 大学院教授	
副会長	内野 敏一	糸島市農業委員会 会長	
委員	宗 孝幸	糸島市認定農業者連絡協議会 会長	
委員	有満 桂子	糸島市農業女性の会「ふた葉」 副会長	
委員	馬場 孝志	糸島市食品産業クラスター協議会 会長	
委員	浦 美鈴	糸島市学校給食地産地消推進検討会議 会長	令和2年11月まで
委員	松尾 幸子	糸島市学校給食地産地消推進検討会議 副会長	令和2年12月から
委員	角田 直美	糸島市新規就農ネットワーク協議会	
委員	大城 悦徳	公募委員	
委員	今泉 美紀	福岡普及指導センター センター長	
委員	相田 俊郎	糸島農業協同組合 営農経済担当常務	
委員	岡崎 伸子	糸島農業協同組合 営農企画課係長	
委員	小金丸 小百合	糸島市健康づくり課 課長補佐	
委員	井手 純	糸島市商工観光課 主任主査	
委員	塔野 重治	糸島市教育委員会生涯学習課 社会教育係長	
委員	井上 靖崇	糸島市教育委員会学校教育課 課長補佐	令和3年3月まで
委員	弓削田 隆人	糸島市教育委員会学校教育課 主幹	令和3年4月から
委員	茅嶋 快枝	前原中学校 栄養教諭	

敬称略

○用語集

◆あ行

RCEP:地域的な包括的経済連携協定

地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。

日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、ASEAN10 各国が参加。

RTK(Real Time Kinematic)基地局

トラクターの自動操舵などスマート農業は、GPS（衛星利用測位システム）データを基に走行するが、高精度の操舵を実現するには走行の誤差を埋める「補正データ」が必要である。RTK基地局は、トラクターなどに設置するGPSガイダンスに補正データを送る拠点。半径20kmをエリアとして誤差は2～3cm程度。精密作業や運転経験が少なくてもトラクター作業ができるようになり特定の作業者への負担軽減にも期待できる。

糸島市食品産業クラスター協議会

糸島市内の食品関連事業者や農林水産事業者、流通・販売事業者等が交流することで地域の経済活性化の推進を図るため設置された協議会。

糸島チャレンジクラブ「どんぐり」

糸島市内の中学生、高校生のクラブ。異年齢の仲間が集まり、家庭や学校ではなかなか体験できない活動や研修会を通じて、人生をたくましく生きていくために必要なさまざまな「ちから」を身に付けることを目指している。

糸島農業産学官連携推進協議会(アグリコラボいとしま)

糸島地域の農業者、九州大学、農業関係機関が集まり情報交換等を行い産学官相互の交流を促進し、知的資源や地域資源を生かして農業者ニーズと大学研究シーズを結びつけた共同の研究や活動を推進し、糸島地域の創造と活性化に寄与することを目的に設置された協議会。

営農

農業を営むこと。

SDGs:持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030ア

ジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際開発目標。持続可能でよりよい世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上で登録された利用者同士で交流できる社会的なネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス（フェイスブック、ラインなど）のこと。

◆か行

化学肥料

化学的処理により製造される肥料。窒素・リン酸・カリウム的一种以上を水溶性の化合物として含む。硫酸アンモニウム・尿素・過リン酸石灰など。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間のじゅうぶんな話し合いに基づき取り決める協定のこと。

家畜伝染病

家畜の伝染性疾病のこと。経済的な損失、防疫措置の難易などにより、「家畜伝染病」と「届出伝染病」に大別されている。

家畜伝染病が発生した場合は、発生届け、隔離、処分、消毒などが義務付けられている。

家畜排せつ物

家畜（牛、豚、鶏など）の糞尿。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境保全型農業直接支払事業

農業者の組織する団体等が実施する国際水準の有機農業や化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に交付金を支払う支援事業。

GAP:農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

グリーンツーリズム

都市の住民が豊かな自然や地域資源を求めて農山村を訪れ、農村文化、農村資源、農村生活や農業体験、また農畜産物を通じて地域の人たちと交流を行い、「農村を楽しむ」休暇や余暇活動のこと。

経営耕地面積

農業経営のために耕作して農作物をつくる土地、田畑として利用している土地の面積。

研究シーズ

科学技術研究の種(Seeds)、将来花開き実を結ぶ可能性の高い研究のこと。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

国土利用計画

国土利用の基本理念に即して、国土利用計画法第8条の規定に基づき市町村の区域について定める国土の利用に関する計画。市町村における土地利用に関する行政の指針となるべきもの。

◆さ行

採草放牧地

農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草または、家畜の放牧の目的で使用される土地。

産学官

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）の三者。

資源循環型

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めること。

指定管理者制度

公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度。

集落営農

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行う営農活動。

①転作田の団地化、②共同購入した機械の共同利用、③担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様。

集落営農組織

集落営農を実施している活動組織のこと。

主業農家

農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。（農林業センサスで定義）

準主業農家

農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。（農林業センサスで定義）

食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため平成 17 年 7 月に施行された法律。

食生活改善推進会

健康づくりに必要な知識を習得し、食生活改善推進員として終了証を得た人が中心となり、「自分たちの健康は自分たちの手で」を合言葉に、地域の食生活改善活動などをボランティアで行っている団体。

食品トレーサビリティシステム

食品などの取扱いの記録を残すことで、食品の移動を把握できるようにする仕組み。食品事故が発生した場合にもその製品回収や原因究明を容易にすることや、情報の伝達や検証により、表示などの情報の信頼性を高め、消費者が安心して食品を購入できるようにすることを目的としている。

食料自給率

国の食料供給に対する国内生産の割合。

食の外部化

共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、そう菜、弁当といった「中食（なかしょく）」の提供や市場の開拓等に進展がみられ、こういった動向を総称したもの。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。

平成12年3月に初めて策定され、令和2年3月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。

食料・農業・農村基本法

高度経済成長以降、我が国経済社会が大きな変化を遂げ、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少、農村の活力低下が進むなど、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化してきたことから、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。

基本理念として①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興を定めるとともに、この実現を図るため、食料・農業・農村基本計画を策定することや、食料・農業・農村のそれぞれの分野について講ずべき施策を定めている。

女性農村アドバイザー

県が女性農業者のリーダーとして活躍していく女性を認定（任期5年）する。地域の活性化や女性農業者の地位向上に関する活動を行う。

新規就農者

新規自営農業就農者：家族経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

新規雇用就農者：調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者。（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）

新規参入者：土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者。

水源のかん養

水資源の確保、洪水の防止、河川の保護等のために、雨水が田畑に保持される。農業の多面的な機能のひとつ。

スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

生物多様性

生きものや生態系の豊かさを表す言葉。単にいろいろな生きものがあるだけでなく、それぞれの土地で進化してきたひとつひとつ「個性」をもった多様な生きものが、他の生きものと直接的、間接的に「つながり」を持って生きている状態を指す。

総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、国民が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進するために策定した計画。

◆た行

たい肥

植物などを腐らせてつくった有機肥料。

多面的機能支払交付金事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。

多面的機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

中山間地域等直接支払制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための国及び地方自治体による支援を行う制度。

地産地消

地域の農林水産物の利用を促進することにより国産の農林水産物の消費を拡大する取組。

鳥獣害

イノシシなどの野生動物が田畑に侵入して農作物を食い荒らす被害のこと。

長期総合計画

市民及び議会に対し市政の方向性を明確にし、総合的かつ計画的に市政を行うため、市が取り組むべき政策等を示したまちづくりの総合的な指針となる計画。現在、第2次糸島市長期総合計画（令和3～12年度）を実施中。

直売所

定期的に消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設。季節性が高い農産物販売のための時季を限定して開設したものを含む。

TPP：環太平洋パートナーシップ協定

アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

平成28年（2016年）2月に12か国がTPP協定に署名したが、平成29年（2017年）1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）を大筋合意、平成30年（2018年）3月には、日本を含めて11か国の閣僚が署名を行った。

テレワーク

情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

土地利用型農業

効率的な土地利用を前提とした、主に水田を中心とした米・麦・大豆・露地野菜などを栽培する農業経営のこと。

特価係数

ある地域内の産業のシェアや生産性が全国と比べてどれくらい高いかを表す指標。

鳥インフルエンザ

鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスによる感染症。

鳥インフルエンザのなかでも、鶏に感染させた場合に、高率に死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザという。その原因となるウイルスは高病原性鳥インフルエンザウイルスといい、A/H5 亜型のもものと A/H7 亜型のもものが知られている。

鳥インフルエンザウイルスは、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトに感染したという事例の報告はない。

ドリームトレイサー

キャンプや山登りなどのさまざまな体験活動を通して地域のリーダーを、ひいては将来のまちづくりの核となる人材を育成する事業。市内の小学4～6年生が対象。

◆な行

中食

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま（調理加熱することなく）食べること。これら食品（日持ちしない食品）の総称。

担い手への農地の利用集積

認定農業者などの農業の担い手に対し、農地の利用権や使用貸借権といった権利や農作業の委託を集積し、経営規模の拡大を支援すること。

認定農業者(制度)

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定農業者に対しては、スーパーL 資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施。

農業産出額

農業生産活動による最終生産物の総産出額。農産物の品目別生産量から、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計する。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者と農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の合計。

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業に従事した者。

農業振興地域

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、都道府県知事が農業振興地域整備基本方針に基づき指定する。

農業振興地域整備計画

都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第2項に基づき必要な事項を定めたもの。

農業団体

農業に係る公的な事業を行う団体（JA、土地改良区等）。

農業用施設用地

耕作又は養畜の業務のために必要な畜舎、温室、農器具収納施設などの農業用施設で、農水省令で定める施設の用地として使用される土地。

農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性も考えられる。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める、農用地（田・畑・樹園地）として利用すべき土地の区域。

農林業センサス

国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

農業経営改善計画

農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を農業者自らが記載した計画書。

この計画書の記載内容が、市町村の基本構想と照らして妥当であると認定された農業者が「認定農業者」となる。

農業経営基盤強化促進基本構想(基本構想)

市町村が、都道府県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて策定する当該市町村の農政推進のための目標を取りまとめたもの。

当該市町村における①育成すべき農業経営の目標とすべき所得水準等の基本的考え方、②営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、③こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容とする。

のびのび相談

小学校就学前までの乳幼児を対象としたお子さんの身長体重などの計測・子育て全般や離乳食に関する相談会。

◆は行

廃棄物系バイオマス

バイオマスのうち、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液（パルプ工場廃液）、下水汚泥といったもの。

バイオマス

動植物に由来する有機物である資源のうち化石資源を除いたもの。

半農半X

農業（自営）・農業以外の所得の組合せにより、じゅうぶんな所得を確保する世帯。「半X」にあたる部分は、自分の好きなこと・やりがいのある仕事など人によって異なる。

販売農家

経営耕地面積が 30 a 以上又は 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家のこと。

肥料

土壌をこやし、植物の生育に役立つ効果をもつ土壌・植物に施す物質。窒素・リン・カリの三要素のどれかを、植物が吸収しやすい形で含んでいる。化学肥料のほか堆肥（たいひ）・糞尿（ふんにょう）など。

付加価値額

製品の生産活動やサービスの提供活動を行うことによって新たに加えられた価値で、売上高（総生産額）から原材料費・燃料費・減価償却費などを差し引いた額。

ふくおかエコ農産物認証制度

化学合成農薬の散布回数（成分回数）と化学肥料（窒素成分）の使用量をともに県基準の半分以下で生産する栽培計画を認証する制度。この制度に基づき生産された農産物（認証農産物）には、認証マークを表示することができ、消費者は農産物の情報を知ること、安全・安心で環境にやさしい農産物を購入することができる。

副業的農家

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）。（農林業センサスで定義）

ほ場

作物を栽培する農地のこと。

ほ場整備

生産性の高い農地を作るため、農地の区画を整理するとともに、用水路、排水路、農道、暗渠排水等の整備を行うこと。

ポジティブリスト制度

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという制度。すべての農薬等について、残留基準を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止することとしている。

◆や行

有機農業

「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない」「遺伝子組換え技術を利用しない」「農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する」農業生産の方法を用いて行われる農業。

遊休農地

農地として使われていたものの、現状で農地活用されていない土地。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

◆ら行

離乳食教室(もぐもぐ教室・ぱくぱく教室)

もぐもぐ教室・・・離乳食開始前～始めたばかりのお子さんと保護者(生後5か月頃～)を対象とした離乳食についての講話・調理実習・試食会。

ぱくぱく教室・・・離乳食中期～後期のお子さんと保護者(10か月頃)を対象とした離乳食についての試食・相談・座談会。

連携協定締結大学

市と連携協定を締結している大学等(九州大学、中村学園大学・中村学園大学短期大学部、西南学院大学、福岡医療専門学校、相模女子大学・相模女子大学短期大学部)のこと。

労働生産性

労働者が生産する成果を数値化したもの。

6次産業化

農林漁業者(1次産業)が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高めるため、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくこと。